

正しく理解

老人保健制度を
かしこく利用しよう

老人保健制度は、七十五歳（一定の障害のある方については六十五歳）以上の方が医療を受けるための制度で、加入する全ての人に適用されます。市町村が窓口となっている制度ですが、制度の内容を知らず、損をしている方が多くいます。老人保健制度のお得な活用について、ご説明しましょう。



医療機関での負担額は所得に応じて医療費の1割または2割を負担します。

■所得区分

所得区分	自己負担割合	条件
① 一定以上の所得がある方	2割	同一世帯に一定の所得（課税所得が124万円）以上の70歳以上の方または老人保健で医療を受ける方がいる方。ただし、70歳以上の方および老人保健で医療を受ける方の収入合計が、2人以上の場合は637万円未満、1人の場合は450万円未満であると申請した場合は、1割の負担になります。
② 一般	1割	①、③以外の方
③ 低所得（住民税非課税世帯等）	II	同一世帯の世帯員全員が住民税非課税で低所得 I 以外の方
	I	同一世帯の世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を65万円として計算）を差し引いたときに0円となる方【年収例】単身世帯で年金収入のみの場合 65万円以下

※平成17年8月から、「一定の所得」の判定基準額が変更されます。

■自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人ごと）A	自己負担限度額 外来＋入院（世帯）B
一定以上の所得がある方	40,200円	72,300円＋医療費が361,500円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算 ※過去12か月間にBの自己負担限度額を超えた高額医療費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は40,200円
一般	12,000円	40,200円
低所得 II	8,000円	24,600円
低所得 I		15,000円

注 少額の自己負担も合算でき、調剤薬局での自己負担も含まれます。しかし、入院時の食事代や保険のきかない差額ベッド代などは合算できません。

2 こんな場合にも申請

① 一カ月の医療費が高額になった場合

自己負担限度額を超えた分が、申請して認められれば「高額医療費」として後から支給されます。なお、老人保健で医療機関を受診している方が、同じ世帯内に複数いる場合は、合算できます。

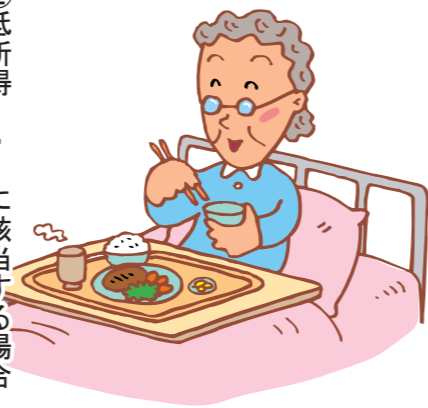


■入院時の食事代の標準負担額（1日）

一般、一定以上の所得がある方	780円	
低所得 II の方※	90日までの入院	650円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	500円
低所得 I の方※	300円	

※低所得 I・II については、ページ上の所得区分を参照

② 低所得 I・II に該当する場合
「限度額適用・標準負担額減額認定書」を申請すれば、医療費の自己負担限度額や入院時の食事代が減額されます。
認定書の有効期間は、八月一日から翌年の七月三十一日まで（一年間）です。申請の方は、7月中旬に更新手続きを行ってください。



③ 特定疾病患者の場合

高額の治療を長期間受ける必要がある病気で、厚生労働大臣が指定する疾病については、申請により交付される「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に表示すれば、毎月自己負担額が一万円までとなります。

④ 交通事故にあった場合

老人医療制度で医療費を一時立て替えた後、加害者に費用を請求することがありますが、示談等で済ませてしまうと老人保健が使えなくなってしまうことがあります。

⑤ 支払いが困難な方の場合

減額・免除があります。

（例）震災・風水害・火災などの災害により、住宅・家財等の財産に著しい損害を受けたとき

世帯の主たる生計維持者が、死亡、心身の重大な障害を受けた、長期間入院したとき

お問い合わせ
県医務・国保課
☎ 098-866-2169
または、お住まいの市町村の老人医療担当課へ



1 老人保健制度を利用するために市町村の窓口で申請を
老人保健は、届け出た方のみが受けられる制度です。お住まいの市町村の窓口にて「老人保健法資格取得届」を提出して、「医療受給者証」と「健康手帳」の交付を受けてください。

① 対象となる方
七十五歳以上の方
昭和七年九月三十日以前に生まれた方
六十五歳以上で一定の障害のある方
② 老人保健の対象者となる日
誕生日の翌月から。ただし、誕生日が一日の方はその月から。

③ 実際の医療機関窓口での手続き
保険を取り扱っている医療機関に治療に行きます。

2 医療機関の窓口にて「医療受給者証」「健康手帳」の3つを提示します。

3 診察を受け、費用を支払います。

医療受給者証とは？
老人保健で医療を受けるための証明書で、健康手帳に差し込んであります。所得などに応じた自己負担割合が明記されています。

